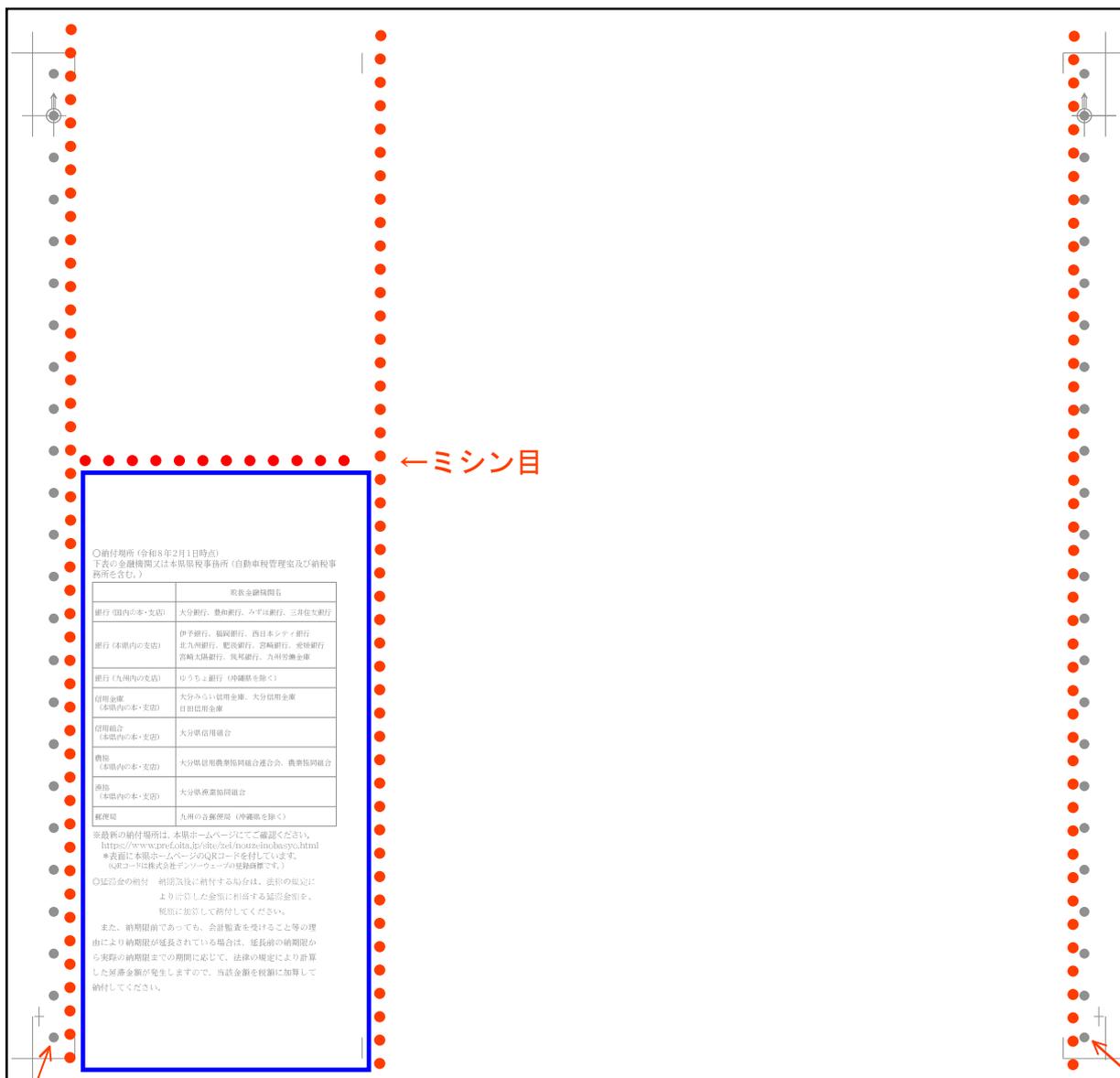


申告書等No. a 確定申告書(納付書付属) 3枚目(裏)

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)



【別紙6】参照(拡大)

↑スプロケットホール

↑ミシン目

↑ミシン目

↑スプロケットホール

↑スプロケットホール

申告書等No. b 予定申告書(納付書付属) 1枚目

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

受付印

所在地

事業内容

前事業年度の事業税額

前事業年度の法人税額

納付場所は、裏面又は本県ホームページからご確認
ください。

平成18年4月1日以後に開始する事業年度分については、県民税均等割額に5%は加算し、課税標準額を加算していただきます。

←ミシン目

【別紙7】参照(拡大)

↑ミシン目

【別紙3】参照(拡大)

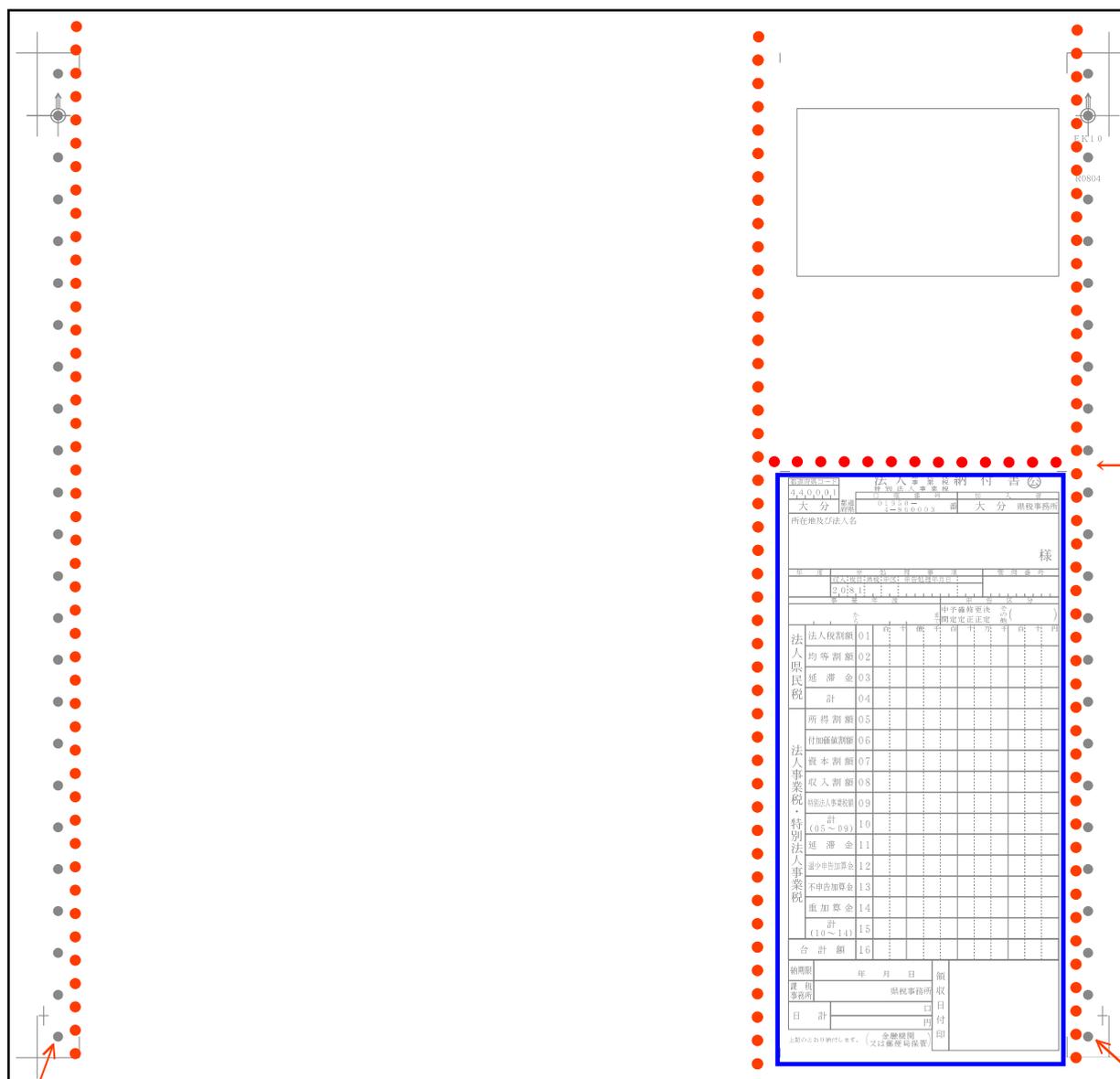
↑ミシン目

スプロケットホール

スプロケットホール

申告書等No. b
 予定申告書(納付書付属) 2枚目

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)



↑ミシン目
 スプロケットホール

↑ミシン目
 【別紙4】参照(拡大)

↑ミシン目
 スプロケットホール

申告書等No. b 予定申告書(納付書付属) 3枚目(表)

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

↑ミシン目
スプロケットホール

【別紙8】参照(拡大)

【別紙5】参照(拡大)

↑ミシン目
スプロケットホール

↑ミシン目

↑ミシン目

↑ミシン目

申告書等No. c 均等割申告書(納付書付属) 3枚目(表)

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

↑ミシン目
スプロケットホール

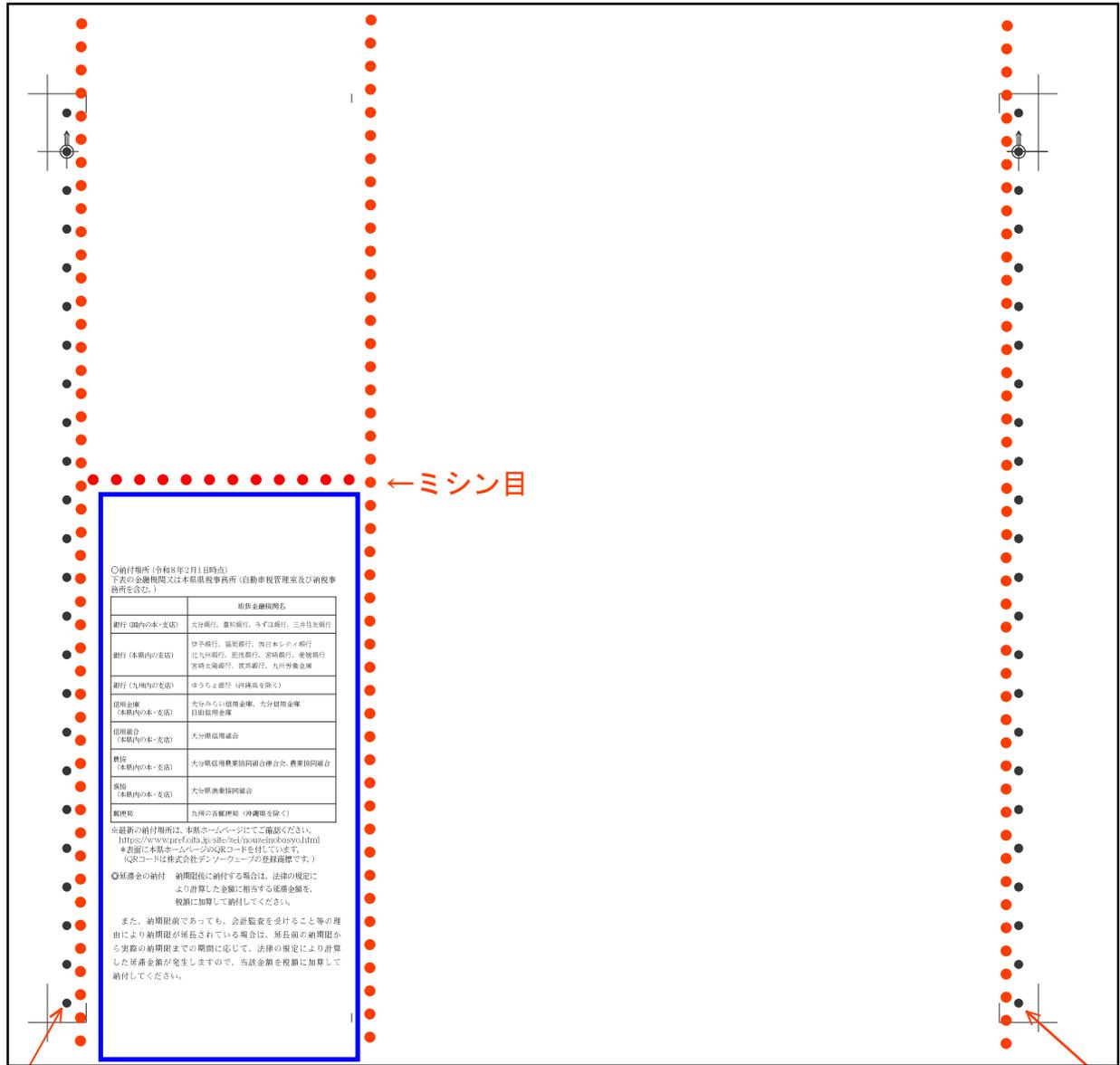
【別紙10】参照(拡大)

↑ミシン目
【別紙5】参照(拡大)
↑ミシン目

スプロケットホール

申告書等No. c
均等割申告書(納付書付属) 3枚目(裏)

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)



↑ミシン目
↑ミシン目
↑ミシン目
↑ミシン目

【別紙6】参照(拡大)

スプロケットホール
スプロケットホール

申告書等No. d、e
納付書(見込納付用)、納付書(電子申告用) 1枚目

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

納付場所は、裏面又は本県ホームページからご確認ください。



〒

法人県民税 領収証書 ㊤

特別法人事業税

収入:税目:県税:市区:市町数理年月日: 管理番号:

大分 納付者番号: 01950-4-960003 番 大分 県税事務所

所在地及び法人名

様

年度: 2018 年 1 月 1 日 から 事業年度: 2018 年 1 月 1 日 まで

項目	区分	金額			
		円	十	百	千
法人税割額	01				
均等割額	02				
延滞金	03				
計	04				
所得割額	05				
付加価値割額	06				
資本割額	07				
収入割額	08				
特別法人事業税額	09				
計	10				
(05~09)					
延滞金	11				
過少申告加算金	12				
不申告加算金	13				
重加算金	14				
計	15				
(10~14)					
合計額	16				

納期限: 年 月 日

課税事務所: 県税事務所

上記のとおり領収しました。(納税者保管)

額 収 日 付 印

◎この納付書は、3枚1組の複写式となっておりますので、切り離さずに提出してください。

申告区分

算定期間中において事務所等を有していた月数 月

既に納付の確定した当期分の税額

- ・均等割額 円
- ・法人税割額 円
- ・事業税額 円
- ・特別法人事業税額 円

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分の県民税均等割額については、標準税率に5% (おおいた森づくり税) を加算してください。

※おおいた森づくり税に関するホームページアドレス
<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/sinrinkankyouzei.html>

↑スプロケット目

↑ミシン目

↑スプロケット目

↑ミシン目

↑スプロケット目

↑ミシン目

申告書等No. d、e
納付書(見込納付用)、納付書(電子申告用) 2枚目

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

<p>〒</p> <p>様</p>	<p>法人 事業 納付書 ④</p> <p>特別法人事業税 加 入 者</p> <p>大 分 納 付 番 号 01950-4-960003 番 大 分 県 税 務 所</p> <p>所在地及び法人名</p> <p>様</p>	
	<p>年度</p> <p>2018</p>	<p>※ 処理事項</p> <p>収入;税目;課税;市区;申告受理年月日</p>
	<p>事業年度</p> <p>2018</p>	<p>申告区分</p> <p>申告修正更決 其 間 定 正 正 定 其 他</p>
	<p>法人税割額</p> <p>01</p>	<p>額</p>
	<p>均等割額</p> <p>02</p>	<p>額</p>
	<p>延滞金</p> <p>03</p>	<p>額</p>
	<p>計</p> <p>04</p>	<p>額</p>
	<p>法人事業税</p> <p>所得割額</p> <p>05</p>	<p>額</p>
	<p>付加価値割額</p> <p>06</p>	<p>額</p>
	<p>資本割額</p> <p>07</p>	<p>額</p>
<p>収入割額</p> <p>08</p>	<p>額</p>	
<p>特別法人事業税額</p> <p>09</p>	<p>額</p>	
<p>計</p> <p>(05~09)</p> <p>10</p>	<p>額</p>	
<p>延滞金</p> <p>11</p>	<p>額</p>	
<p>過少申告加算金</p> <p>12</p>	<p>額</p>	
<p>不申告加算金</p> <p>13</p>	<p>額</p>	
<p>重加算金</p> <p>14</p>	<p>額</p>	
<p>計</p> <p>(10~14)</p> <p>15</p>	<p>額</p>	
<p>合計額</p> <p>16</p>	<p>額</p>	
<p>納期限</p> <p>年 月 日</p>	<p>額</p>	
<p>課税事務所</p> <p>日 計</p>	<p>県 税 務 所</p> <p>日 付</p> <p>円 印</p>	
<p>上記のとおり納付します。(金融機関 又は郵便局保管)</p>		

<p>申告区分</p> <p>算定期間中において 事務所等を有していた月数</p> <p>月</p>
<p>既に納付の確定した当期分の税額</p> <p>・均等割額</p> <p>円</p> <p>・法人税割額</p> <p>円</p> <p>・事業税額</p> <p>円</p> <p>・特別法人事業税額</p> <p>円</p>
<p>平成18年4月1日以降に開始する事業年度分の 県民税均等割額については、標準税率に5% (おおいた森づくり税)を加算してください。</p> <p>※おおいた森づくり税に関するホームページアドレス https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/sinrinkankyouzei.html</p>

↑ ミ シ ャ ン 目

↑ ス プ ロ ケ ッ ト ホ ー ル

申告書等No. d、e
納付書(見込納付用)、納付書(電子申告用) 3枚目(裏)

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)



【別紙1】 (拡大)

申告書等No. a
確定申告書(納付書付属) 1枚目

第六号様式 (提出用)

受付印		令和 年 月 日	法人番号	この申告の基礎となる修正・再修正による。	申告年月日
所在地	(ふりがな) 代表者氏名	期末現在の資本金の額(解散日現在の額)	業種	資本の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
(ふりがな)	(ふりがな) 経理責任者氏名	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額(解散日現在の額)	資本の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等	
法人名	法人区分	イに掲げる法人	期末現在の資本金等の額		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の道府県民税特別法人事業税の申告書

摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
所得金額総額(28)				(使途税控除等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
年400万円以下の金額(29)		000	00	試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額
年400万円を超え年800万円以下の金額(30)		000	00	還付法人税額等の控除額
年800万円を超える金額(31)		000	00	退職年金等積立金に係る法人税額
計(29+30+31)		000	00	課税標準となる法人税額(1+2-3+4)
軽減税率不適用法人の金額(33)		000	00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額
付加価値額総額(34)				法人税割額(5)又は(6)×(7)
付加価値額(35)		000	00	道府県民税の特定寄附金税額控除額
資本金等の額総額(36)				税額控除超過相当額の加算額
資本金等の額(37)		000	00	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額
収入金額総額(38)				外国の法人税等の額の控除額
収入金額(39)		000	00	仮装経理に基づく法人税割額の控除額
合計事業税額(32+35+37+39)又は(33+35+37+39)			00	差引法人税割額(7-8+9-10-11-12)
事業税の特定寄附金税額控除額(41)			00	既に納付の確定した当期分の法人税割額
差引事業税額(43)	00		00	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
租税条約の実施に係る事業税額の控除額(45)			00	この申告により納付すべき法人税割額(13-14-15)
所得割(47)	00		00	算定期間中において事務所等を有していた月数
資本割(49)	00		00	円×(17/12)
⑩のうち見込納付額(51)			00	既に納付の確定した当期分の均等割額

(道府県民税)

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分については、県民税均等割に5% (おおいと森づくり税相当額) を加算してください。

摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
所得割に係る特別法人事業税額(53)		00	00	この申告により納付すべき道府県民税額(16+19)
取入割に係る特別法人事業税額(54)		00	00	⑫のうち見込納付額
合計特別法人事業税額(53+54)			00	差引(21-22)
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額(56)			00	特別区分の課税標準額
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額(58)	00		00	同上に対する税額(24)×(25)
この申告により納付すべき特別法人事業税額(60)	00		00	市町村分の課税標準額
差引(61-62)			00	同上に対する税額(26)×(27)

所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	63	法人税の期末現在の資本金等の額	
加算 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	64	法人税の当期の確定税額	
減算 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	65	決算確定の日	
減算 益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	66	解散の日	
減算 外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	67	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	
仮計(63+64+65-66-67)	68	申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無 法人税 有・無
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	69	法人税の申告書の種類	青色・その他
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))	70	この申告が中間申告の場合の計算期間	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	71	翌期の中間申告の要否	要・否 国外関連者の有無 有・無
還付請求中間納付額	72	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店
資本金の額(外貨)		前事業年度の法人区分	イに掲げる法人

署名

(電話)

※イメージ図 (実際の寸法とは異なります。)

【別紙2】 (拡大)

申告書等No. a
確定申告書(納付書付属) 3枚目(表)

受付印 令和 年 月 日		法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		この申告の基礎となる 令和 年 月 日 の修正・決定 再更正による。		申告年月日 令和 年 月 日	
所在地 (郵便式等) (所在地と併記) (電話)		(ふりがな)代表者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		(ふりがな)経理責任者氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		事業種目 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
法人名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		期末現在の資本金の額 (解散日現在の額) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額 (解散日現在の額) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		資本金の額が1億円以下の普通法人 のうち中小法人等に該当しないもの 非中小法人等	
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税特別法人事業税の申告書		法人区分 イに掲げる法人		期末現在の 資本金等の額 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
事業税	摘要	課税標準	税率(%)	税額	(使途隠匿税額等) 法人税法の規定によっ て計算した法人税額		
	所得金額総額 (②⑧-②⑩)又は別表5②⑨	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	①	試験研究費の額に係る 法人税額の特別控除額	
	年400万円以下の金額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	②	還付法人税額等の控除額	
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	③	退職年金等積立金に係る 法人税額	
	年800万円を超える金額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	④	課税標準となる法人税額 ①+②-③+④	
	計 ②⑨+③⑩+③⑪	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑤	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する 法人における課税標準となる法人税額	
	軽減税率不適用法人 の金額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑥	法人税割額 (⑤又は⑥×100)	
	付加価値額総額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑦	道府県民税の特定寄附金 税額控除額	
	付加価値額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑧	税額控除超過相当額の 加算額	
	資本金等の額総額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑨	外国関係会社等に係る控除対 象所得税額等相当額の控除額	
	資本金等の額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑩	外国の法人税等の額の控 除額	
	収入金額総額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑪	仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	
	収入金額	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑫	差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	
	合計事業税額 ⑫+⑬+⑭+⑮又は⑬+⑭+⑮+⑯	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑬	既に納付の確定した当期 分の法人税割額	
	事業税の特定 寄附金税額控除額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑭	租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額	
差引事業税額 ⑯-⑰-⑱	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑮	この申告により納付すべき 法人税割額 ⑬-⑭-⑮		
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑯	算定期間中において事務所 等を有していた月数 均等		
所得割 ⑲	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	⑲	既に納付の確定した 当期分の均等割額		
資本割 ⑳	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉑	この申告により納付す べき均等割額 ⑲-⑳		
収入割 ㉒	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉒	この申告により納付す べき道府県民税額 ㉑+㉒		
⑳のうち見込納付額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉓	⑲のうち見込納付額		
摘要	課税標準	税率	税額	均等割額 円× $\frac{㉒}{12}$			
所得割に係る 特別法人事業税額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉔	既に納付の確定した 当期分の均等割額 この申告により納付す べき均等割額 ㉑-㉔		
取入割に係る 特別法人事業税額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉕	この申告により納付す べき道府県民税額 ㉑+㉒		
合計特別法人事業税額 (㉓+㉔)	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉖	⑲のうち見込納付額		
仮装経理に基づく 特別法人事業税額の控除額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉗	差引 ㉑-㉒		
既に納付の確定した 当期分の特別法人事業税額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉘	特別区分の課税標準 額 同上に対する税額 ㉗×100		
この申告により納付す べき特別法人事業税額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉙	租税条約の実施に係る 特別法人事業税額の控除額		
⑳のうち見込納付額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉚	⑲のうち見込納付額		
差引 ㉑-㉒	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉛	市町村分の課税標準 額 同上に対する税額 ㉙×100		
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉜	法人税の期末現在の資本金等の額		
加算 損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉝	法人税の当期の確定税額		
減算 損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉞	決算確定の日		
益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㉟	解散の日		
外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㊱	残余財産の最後の分配又は引渡しの日		
仮計 ㉜+㉝+㉞-㉟-㊱	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㊲	申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無		
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㊳	法人税の申告書の種類 青色・その他		
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㊴	この申告が中間申告の場合の計算期間		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㊵	翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無		
還付請求中間納付額	〇〇	〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇	㊶	還付を受けようとする 金融機関及び支払方法 銀行 支店 口座番号(普通・当座)		
資本金の額(外貨)	資本準備金の額(外貨)	資本剰余金の額(外貨)	前事業年度の法人区分	イに掲げる法人			

第六号様式(控用)

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分については、県民税均等割に5% (おおいと森づくり税相当額) を加算してください。

署名
署
名

電話

※イメージ図 (実際の寸法とは異なります。)

【別紙3】 (拡大)

申告書等No. a
確定申告書(納付書付属) 1枚目

申告書等No. b
予定申告書(納付書付属) 1枚目

申告書等No. c
均等割申告書(納付書付属) 1枚目

都道府県コード		法人 県 民 税 領 収 証 書 ㊤	
440,001	大分	特別法人事業税	加入者
01950-4-960003		番	大分 県税事務所
所在地及び法人名			
様			
年度	※ 租 理 事 項	管理番号	
2018	収入:税目:県税:申区:申告受理年月日		
事業年度		申告区分	
から		まで	
		中予確修更決 間定定正正定 その他	
法人県民税	法人税割額	01	百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
	均等割額	02	
	延滞金	03	
	計	04	
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05	
	付加価値割額	06	
	資本割額	07	
	収入割額	08	
	特別法人事業税額	09	
	計 (05~09)	10	
	延滞金	11	
	過少申告加算金	12	
	不申告加算金	13	
	重加算金	14	
計 (10~14)	15		
合計額	16		
納期限	年 月 日	領収日付印	
課税事務所	県税事務所		
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			
◎この納付書は、3枚1組の複写式となっていますので、切り離さずに提出してください。			

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙4】 (拡大)

申告書等No. a
確定申告書(納付書付属) 2枚目

申告書等No. b
予定申告書(納付書付属) 2枚目

申告書等No. c
均等割申告書(納付書付属) 2枚目

郵便番号		都道府県		市区町村		支店番号		加入書	
4,4,0,0,0,1		大分		大分		01950-4-960003		大分 県税事務所	
所在地及び法人名									
様									
年度		課税区		申告処理年月日		管理番号			
2,0,8,1									
事業年度		申告区分		中予確修更決 間定定正正定		その他()			
から									
法人県民税	法人税割額	01	百	十	圓	千	百	十	円
	均等割額	02							
	延滞金	03							
	計	04							
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05							
	付加価値割額	06							
	資本割額	07							
	収入割額	08							
	特別法人事業税額	09							
	計(05~09)	10							
	延滞金	11							
	過少申告加算金	12							
	不申告加算金	13							
	重加算金	14							
計(10~14)	15								
合計額	16								
納期限	年 月 日		額		収 日 付 印				
課税事務所	県税事務所		円						
日 計			円						
上記のとおり納付します。(金融機関又は郵便局保管)									

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙5】 (拡大)

申告書等No. a
 確定申告書(納付書付属) 3枚目(表)

申告書等No. b
 予定申告書(納付書付属) 3枚目(表)

申告書等No. c
 均等割申告書(納付書付属) 3枚目(表)

郵送附票コード		法人 県民 税 領収済通知書	
4,4,0,0,0,1		特別法人事業税	
大分	郵送附票	01950-4-960003	大分 県税事務所
所在地及び法人名			
様			
年度	※ 処理事項	管理番号	
2,0,8,1	収入:税目:県税:申区:申告処理年月日		
事業年度		申告区分	
から		中予確修更決 間定定正正定 その他()	
法人県民税	法人税割額	01	百 十 萬 千 百 十 万 千 百 十 円
	均等割額	02	
	延滞金	03	
	計	04	
法人事業税・特別法人事業税	所得割額	05	
	付加価値割額	06	
	資本割額	07	
	収入割額	08	
	特別法人事業税	09	
	計 (05~09)	10	
	延滞金	11	
	過少申告加算金	12	
	不申告加算金	13	
	重加算金	14	
計 (10~14)	15		
合計額	16		
納期限	年 月 日	領収日付印	
課税事務所	県税事務所		
指定金融機関名 (取りまとめ前)	大分銀行 県庁内支店扱		
取りまとめ局	福岡貯金事務センター		
上記のとおり通知します。(都道府県保管)			

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙6】 (拡大)

申告書等No. a
確定申告書(納付書付属) 3枚目(裏)

申告書等No. b
予定申告書(納付書付属) 3枚目(裏)

申告書等No. c
均等割申告書(納付書付属) 3枚目(裏)

○納付場所(令和8年2月1日時点)

下表の金融機関又は本県県税事務所(自動車税管理室及び納税事務所を含む。)

	取扱金融機関名
銀行(国内の本・支店)	大分銀行、豊和銀行、みずほ銀行、三井住友銀行
銀行(本県内の支店)	伊予銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行 北九州銀行、肥後銀行、宮崎銀行、愛媛銀行 宮崎太陽銀行、筑邦銀行、九州労働金庫
銀行(九州内の支店)	ゆうちょ銀行(沖縄県を除く)
信用金庫 (本県内の本・支店)	大分みらい信用金庫、大分信用金庫 日田信用金庫
信用組合 (本県内の本・支店)	大分県信用組合
農協 (本県内の本・支店)	大分県信用農業協同組合連合会、農業協同組合
漁協 (本県内の本・支店)	大分県漁業協同組合
郵便局	九州の各郵便局(沖縄県を除く)

※最新の納付場所は、本県ホームページにてご確認ください。
<https://www.pref.oita.jp/site/zei/nouzeincbasyo.html>
*表面に本県ホームページのQRコードを付しています。
(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

◎延滞金の納付 納期限後に納付する場合は、法律の規定により計算した金額に相当する延滞金額を、税額に加算して納付してください。

また、納期限前であっても、会計監査を受けること等の理由により納期限が延長されている場合は、延長前の納期限から実際の納期限までの期間に応じて、法律の規定により計算した延滞金額が発生しますので、当該金額を税額に加算して納付してください。

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙7】 (拡大)

申告書等No. b
 予定申告書(納付書付属) 1枚目

受付印

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日

事業種目

前期末現在の資本金の額
 又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び
 資本準備金の額の合算額

前期末現在の
 資本金等の額

第六号の三様式 (提出用)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 道府県民税の予定申告書

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (①)の金額	①	兆	十億	百万	千	円	0.0
所得割額 (②×前事業年度の月数)	②						0.0
付加価値割額 (③×前事業年度の月数)	③						0.0
資本割額 (④×前事業年度の月数)	④						0.0
収入割額 (⑤×前事業年度の月数)	⑤						0.0
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (⑥)	⑥						0.0
特別法人税 特別法人事業税額 (⑦×前事業年度の月数)	⑦						0.0
予定申告税額 (②+③+④+⑤+⑥)	⑧						0.0
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑨						0.0
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	⑩						0.0
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細							
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割	所得金額総額 ⑪		兆	十億	百万	千	円
所得割	所得金額 ⑫		兆	十億	百万	千	円
付加価値割	付加価値額総額 ⑬		兆	十億	百万	千	円
付加価値割	付加価値額 ⑭		兆	十億	百万	千	円
資本割	資本金等の額総額 ⑮		兆	十億	百万	千	円
資本割	資本金等の額 ⑯		兆	十億	百万	千	円
収入割	収入金額総額 ⑰		兆	十億	百万	千	円
収入割	収入金額 ⑱		兆	十億	百万	千	円
合計事業税額 ⑳+㉑+㉒+㉓	㉔						
事業税の特定寄附金税額控除額	㉕						
仮装経理に基づく事業税額の控除額	㉖						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㉗						
納付すべき事業税額 ㉔-㉕-㉖-㉗	㉘						
④の内訳	所得割 ⑲	兆	十億	百万	千	円	付加価値割 ⑳
資本割 ㉑							収入割 ㉒
摘要	課税標準	税率 (100)	税額				
所得割に係る特別法人事業税額	㉓		兆	十億	百万	千	円
収入割に係る特別法人事業税額	㉔		兆	十億	百万	千	円
合計特別法人事業税額 (㉓+㉔)	㉕						
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	㉖						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㉗						
納付すべき特別法人事業税額 ㉕-㉖-㉗	㉘						
備考							

平成18年4月1日以後開始する事業年度分については、県民税(均等割)に5%のおおいた森づくり税相当額を加算してください。

※イメージ図 (実際の寸法とは異なります。)

【別紙8】 (拡大)

申告書等No. b
 予定申告書(納付書付属) 3枚目(表)

受付印

令和 年 月 日

令和 年 月 日

法人番号

申告年月日

事業種目

前期末現在の資本金の額
 又は出資金の額

前期末現在の資本金の額及び
 資本準備金の額の合算額

前期末現在の
 資本金等の額

第六号の三様式(控用)

令和 年 月 日 から令和 年 月 日 までの事業年度分の 道府県民税の予定申告書

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額(①)の金額	①	円	0.00	前事業年度の法人税割額	①	円	0.00
所得割額(②×前事業年度の月数)	②	円	0.00	予定申告税額	②	円	0.00
付加価値割額(③×前事業年度の月数)	③	円	0.00	(①×前事業年度の月数)			
資本割額(④×前事業年度の月数)	④	円	0.00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	円	0.00
収入割額(⑤×前事業年度の月数)	⑤	円	0.00	この申告により納付すべき法人税割額	④	円	0.00
特別法人税				均等割額	⑤	円	0.00
前事業年度の特別法人事業税額(⑥)	⑥	円	0.00	算定期間中において事務所等を有していた月数			
特別法人事業税額(⑦×前事業年度の月数)	⑦	円	0.00	この申告により納付すべき道府県民税額	④+⑥	円	0.00
予定申告税額(②+③+④+⑤+⑦)	⑧	円	0.00	この申告により納付すべき道府県民税額	④+⑥	円	0.00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑨	円	0.00	前事業年度の法人税割額の明細			
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	⑩	円	0.00	(特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税割額	⑧	円	0.00
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				前事業年度の法人税割額の明細			
摘要	課税標準	税率(100)	税額	摘要	課税標準	税率(100)	税額
所得割	所得金額			道府県民税の特定寄附金税額控除額			
所得割	所得金額			税額控除超過額相当額の加算額			
付加価値割	付加価値額			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			
付加価値割	付加価値額			外国の法人税等の額の控除額			
資本割	資本金等の額			仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
資本割	資本金等の額			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
収入割	収入金額			納付すべき法人税割額			
収入割	収入金額			⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭			
合計事業税額	⑪+⑫+⑬+⑭			⑮のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額			
事業税の特定寄附金税額控除額	⑮			差引法人税割額			
仮装経理に基づく事業税額の控除額	⑯			⑮-⑯-⑰			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	⑰			法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			
納付すべき事業税額	⑱-⑲-⑳						
①所得割	②	円		この申告の期間			
③付加価値割	④	円		前事業年度の期間			
④収入割	⑤	円		通算親法人の事業年度の期間			
摘要	課税標準	税率(100)	税額	関与税理士署名			
所得割に係る特別法人事業税額	⑥	円	0.00	(電話)			
収入割に係る特別法人事業税額	⑦	円	0.00				
合計特別法人事業税額	⑧+⑨						
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	⑩						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑪						
納付すべき特別法人事業税額	⑫-⑬-⑭						
備考							

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分については、県民税均等割に5%(おおいた森づくり税相当額)を加算してください。

※イメージ図(実際の寸法とは異なります。)

【別紙9】 (拡大)

申告書等No. c
確定申告書(納付書付属) 1枚目

受付印	令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
県税事務所長 殿						
道府県内にある主たる事務所又は事業所	所在地					
	(ふりがな)					
	名称					
	(ふりがな)					
	代表者又は管理人の氏名					
本店又は本社	所在地			事業種目		
	(ふりがな)					
	名称			資本金等の額		

第十一号様式(提出用)

令和 年度 道府県民税の均等割申告書

道府県内にある主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所	所在地					
	(ふりがな)					
	名称					
前年4月1日から3月31日までの間に道府県内に事務所又は事業所を有していた期間		令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	同左の月数	① 月	
この申告によって納付すべき道府県民税の均等割額		円× $\frac{①}{12}$		②	0.0	
東京都に申告する場合の②の計算	特別区の区域	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで (ア)	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで (ウ)	
	市町村の区域	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで (エ)	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで (オ)	
	東京都に納付すべき均等割額②の計算	特別区の区域分	(税率)	円× $\frac{②}{12}$		0.0
		市町村の区域分	(税率)	円× $\frac{②}{12}$		0.0
			(税率)	円× $\frac{②}{12}$		0.0

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分については、県民税均等割額に5%（おおいた森づくり税相当額）を加算してください。

関与税理士	
署名	(電話)

※イメージ図（実際の寸法とは異なります。）

【別紙10】 (拡大)

申告書等No. c
確定申告書(納付書付属) 3枚目(表)

受付印	令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
県税事務局長 殿						
道府県内にある主たる事務所又は事業所	所在地					
	(ふりがな)					
	名称					
	(ふりがな)					
	代表者又は管理人の氏名					
本店又は本社	所在地			事業種目		
	(ふりがな)					
	名称			資本金等の額		

第十一号様式(提出用)

令和 年度 道府県民税の均等割申告書

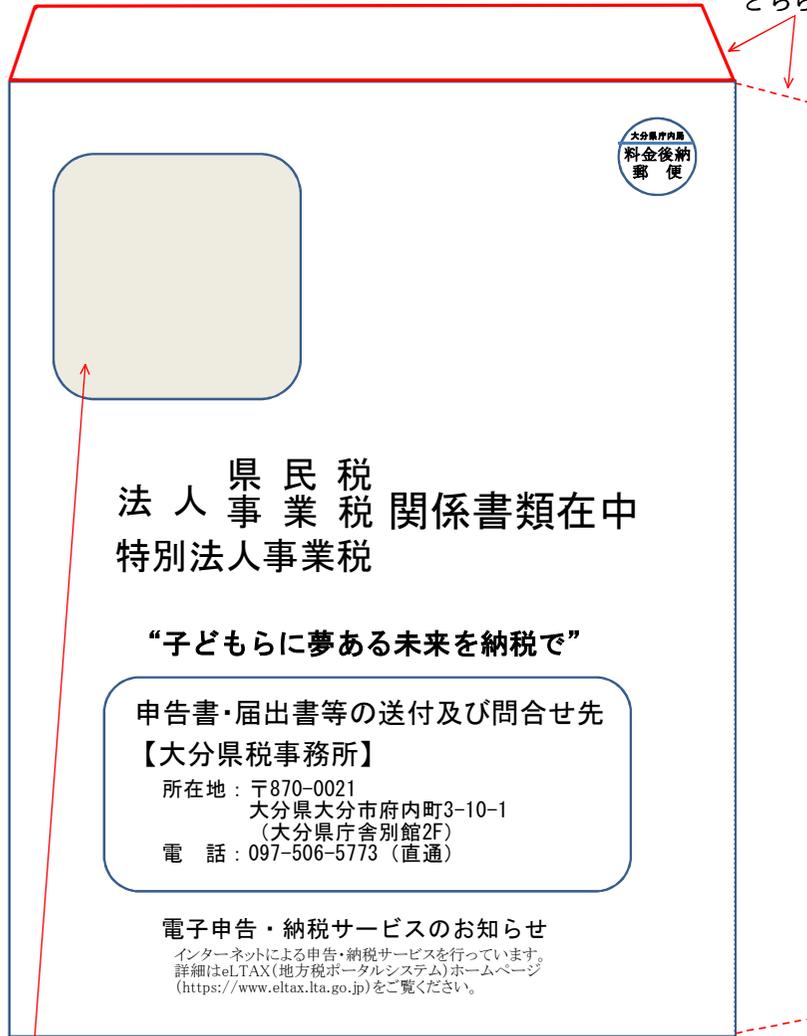
道府県内にある主たる事務所又は事業所以外の事務所又は事業所	所在地					
	(ふりがな)					
	名称					
前年4月1日から3月31日までの間に道府県内に事務所又は事業所を有していた期間		令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	同左の月数	① 月	
この申告によって納付すべき道府県民税の均等割額		円× $\frac{①}{12}$		②	0.0	
東京都に申告する場合の②の計算	特別区の区域	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで (ア)	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで (ウ)	
	市町村の区域	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで (エ)	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで (ク)	
	東京都に納付すべき均等割額②の計算	特別区の区域分	(税率)	円× $\frac{ア}{12}$		0.0
			(税率)	円× $\frac{イ}{12}$		0.0
			(税率)	円× $\frac{ウ}{12}$		0.0
			(税率)	円× $\frac{ク}{12}$		0.0
	市町村の区域分	(税率)	円× $\frac{エ}{12}$		0.0	
関与税理士						
署名		(電話)				

平成18年4月1日以降に開始する事業年度分については、県民税均等割額に5%（おおいた森づくり税相当額）を加算してください。

※イメージ図（実際の寸法とは異なります。）

表面

折り返し部分は
上部と側部の
どちらでもよい

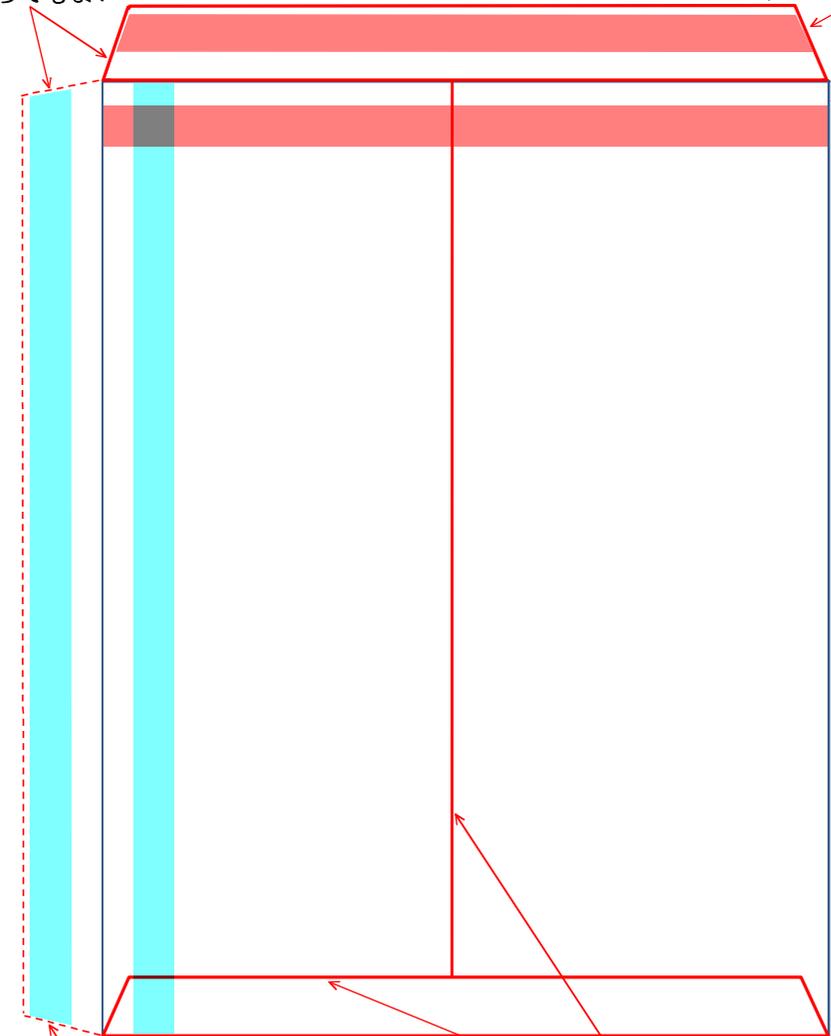


窓1箇所
(グラシン紙)

裏面

折り返し部分は
上部と側部の
どちらでもよい

折り返しが上部の
場合のアラビア糊
(テープも可)

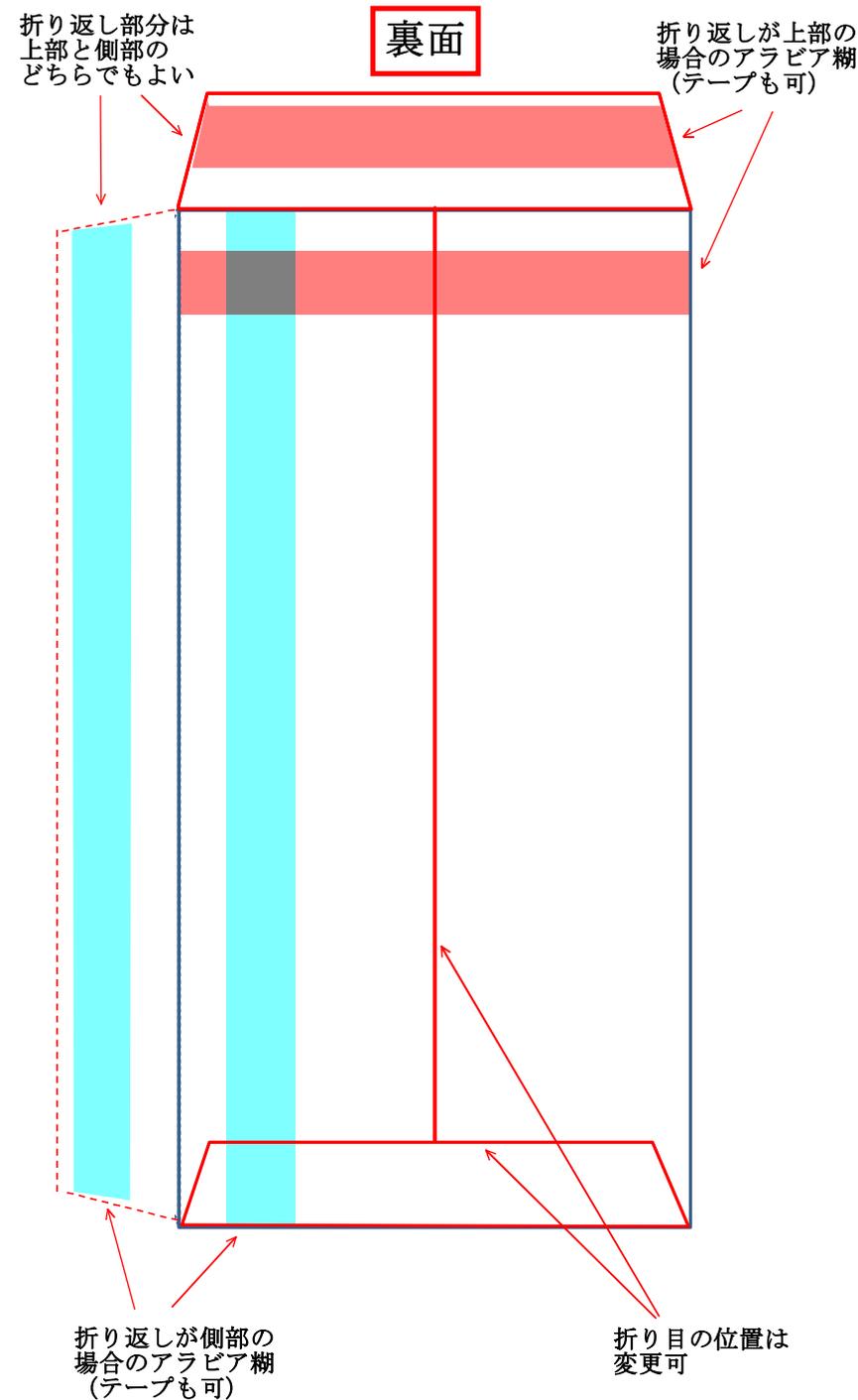
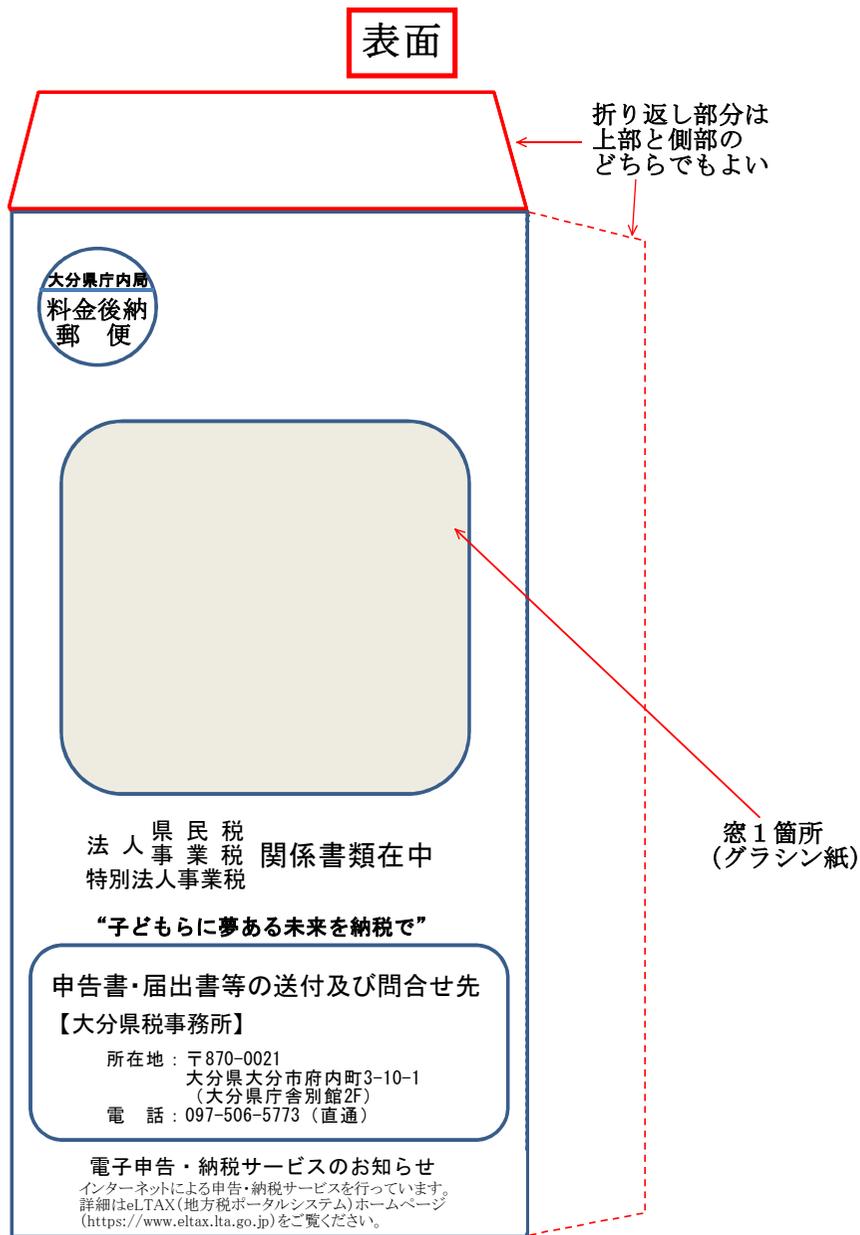


折り返しが側部の
場合のアラビア糊
(テープも可)

折り目の位置は
変更可

※イメージ図 (実際の寸法とは異なります)

申告書No. f : 送付用封筒 (申告書用)



※イメージ図 (実際の寸法とは異なります)

申告書No. g : 送付用封筒 (電子申告用)